

議案第49号

北名古屋市障害（児）者扶助料支給条例の一部改正について

北名古屋市障害（児）者扶助料支給条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和6年6月4日提出

北名古屋市長 太 田 考 則

提案理由

この案を提出するのは、児童福祉法の一部改正に伴い、関係条文の整理をするため、本条例の一部を改める必要があるからである。

北名古屋市障害（児）者扶助料支給条例の一部を改正する条例

北名古屋市障害（児）者扶助料支給条例（平成18年北名古屋市条例第113号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号中「第27条第2項」を「第7条第2項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。